

用語の解説

人口

本報告書における人口は、「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

また、「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

面積

〔区市町村の面積〕

人口密度の算出に用いた区市町村別面積は、下記1、2を除き国土交通省国土地理院が公表した平成17年10月1日現在の「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による。

- 1 河川を挟んで隣接する県との境界が未確定のため総務省統計局が推定した数値を使用したもの
 - (1) 葛飾区と埼玉県三郷市との境界
 - (2) 江戸川区と千葉県市川市、船橋市、浦安市との境界
- 2 列記した区市町村への所属が未定のため、区市町村部にのみに面積を含めたもの
 - (1) 東京湾内の埋立地の中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側廃棄物処理場
中央区、港区、江東区、品川区、大田区
 - (2) 荒川河口部
江東区、江戸川区
 - (3) 八丈支庁に所属する鳥島、ベヨネース列岩、須美寿島、孀婦岩
八丈町、青ヶ島村

〔町丁・字の面積〕

町丁・字の面積は、当該区市町村の報告により、少数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを表示した。

なお、町丁・字の面積は、河川敷など面積不明の区域は除いているため、町丁・字の面積の総和は、区市町村の総面積と必ずしも一致しない。

人口密度

人口密度は、1平方キロメートル当たりの人口である。

年齢

年齢は、平成17年9月30日現在による満年齢である。なお、平成17年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

外国人

日本国籍を持つ者以外の者をいう。（無国籍及び国名不詳の者を含む。）

なお、日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人（二重国籍者）は、日本人とする。

世帯

〔世帯の種類〕

世帯は、「**一般世帯**」と「**施設等の世帯**」に区分した。

1 一般世帯

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者

2 施設等の世帯

世帯の単位は、原則として、下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒
学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者
病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者
老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者
自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者
刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他
定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

〔世帯人員及び親族人員〕

- 1 **世帯人員**とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。
- 2 **親族人員**とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

〔世帯の家族類型〕

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、「**親族世帯**」、「**非親族世帯**」及び「**単独世帯**」に区分した。

1 親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。

例えば、「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いなどからなる世帯も含まれている。

また、親族世帯は、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって次のとおり区分した。

(1) 核家族世帯

ア 夫婦のみの世帯

イ 夫婦と子供から成る世帯

ウ 女親と子供から成る世帯

エ 男親と子供から成る世帯

(2) その他の親族世帯

ア 夫婦と両親から成る世帯

イ 夫婦とひとり親から成る世帯

ウ 夫婦、子供と両親から成る世帯

エ 夫婦、子供とひとり親から成る世帯

オ 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯

カ 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯

キ 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯

ク 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯

ケ 兄弟姉妹のみから成る世帯

コ 他に分類されない親族世帯

2 非親族世帯

二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

3 単独世帯

世帯人員が一人の世帯

母子世帯・父子世帯

1 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親とその未婚の20歳未満の子のみで構成される一般世帯(他に世帯員がいないもの)をいう。

2 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親とその未婚の20歳未満の子のみで構成される一般世帯(他に世帯員がいないもの)をいう。

三世代世帯

三世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、

本人（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、連続した三つの世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。

例えば、世帯主（又は世帯主の配偶者）の世代が、一番年長であった場合は子供及び孫と同居する世帯、年中であった場合は親及び子供と同居する世帯、年少であった場合は祖父母及び父母と同居する世帯とする。

なお、国の統計表での「3世代世帯」の定義はこれと異なり、世帯主との続き柄が、東京都と同様の5世代の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の祖父母、世帯主、孫のように、中間世代の父母、子がいない場合も含まれる。

高齢夫婦世帯・高齢単身世帯

1 高齢夫婦世帯

夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯(他に世帯員がいないもの)をいう。

2 高齢単身世帯

65 歳以上の人が 1 人のみの一般世帯(他に世帯員がいないもの)をいう。

労働力状態

15 歳以上の人について、調査年の 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

〔労働力人口〕

就業者と完全失業者を合わせたもの

1 就業者

調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

(1) 主に仕事

主に勤め先や自家営業などの仕事をしてしていた場合

(2) 家事のほか仕事

主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

(3) 通学のかたわら仕事

主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

(4) 休業者

勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は勤め人が 30 日以上休んでも賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

2 完全失業者

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

〔非労働力人口〕

調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

1 家事

自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

2 通学

主に通学していた場合、なお、通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

3 その他

高齢者など家事・通学の区分に当てはまらない場合

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分した。

1 雇用者

会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人（会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員を含む。）

2 自営業主

個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、雇人の有無は問わない。（家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人を含む。）

3 家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類に分類した。

産業分類には、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類がある。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を基に、これを国勢調査に適合するよう集約して編成したもので、平成 17 年国勢調査では、平成 14 年 10 月改定の日本標準産業分類を基準としており、大分類が 18 項目、中分類が 97 項目、小分類が 420 項目となっている。

住居の種類

一般世帯の住居を、「住宅」と「住宅以外」に区分した。

1 住 宅

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことがで

きるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

2 住宅以外

寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

〔主世帯〕

「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯をいう。

1 持ち家

居住する住宅がその世帯の所有である場合。なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

2 公営の借家

その世帯の借りている住宅が都営又は区市町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

3 都市機構・公社の借家

その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都・区市町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

4 民営の借家

その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

5 給与住宅

勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

〔間借り〕

他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営、都市機構・公社、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室）の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。

ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ

面積には含まれない。

住宅の建て方

一般世帯が居住する住宅をその建て方により、次のとおり区分した。

1 一戸建

1つの建物が1住宅であるもの。なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

2 長屋建

二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの。なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

3 共同住宅

一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの。

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅があるいわゆる「げたばき住宅」も含まれる。また、「二世帯住宅」もここに含まれる。

更に、「共同住宅」はその建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の5つに区分し、世帯が住んでいる階についても同様に区分した。

4 その他

- (1) 工場や事務所などのように建物の一部に住宅がある場合
- (2) 寄宿舍・独身寮、ホテル、病院などのように住宅以外の建物の場合

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者（15歳以上）が従業している又は通学者（年齢を問わず）が通学している場所をいい、次のとおり区分した。

1 自宅就業者

従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの雇人などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合や自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

2 従業地・通学地が都内

都内に従業地・通学地がある人（常住地と同じ区市町村に従業地・通学先がある者（自宅就業者を除く。）を含む。）

3 従業地・通学地が他道府県

従業地・通学地が東京都以外にある場合